

再犯の防止等の推進に関する法律案に対する修正案

再犯の防止等の推進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「の円滑な社会復帰を促進する」を「が再び社会を構成する一員となることを支援する」に改め、「もって」の下に「犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するとともに、」を加える。

第三条に次の一項を加える。

5 再犯の防止等のための指導は、未決の者、刑の執行を終えた者その他その地位に鑑み指導の対象とすべきでない者に対しては行わないものとする。